

京都市告示第126号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年5月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
岩倉194号線	左京区岩倉村松町119番地地先から 同町116番地の19地先まで	メートル 87.00	メートル 6.00 ~ 9.00
山科東野緯56号線	山科区東野舞台町48番地の10地先から 同町47番地の5地先まで	134.00	6.00 ~ 10.30
山科小山経54号線	山科区小山西御所町50番地の9地先から 同区小山姫子町30番地の24地先まで	100.60	6.01 ~ 10.35
山科小山経55号線	山科区小山西御所町50番地の19地先から 同町44番地の2地先まで	66.20	6.01 ~ 10.90
太秦緯249号線	右京区太秦荒木町15番地の27地先から 同区太秦柵森町18番地の1地先まで	113.50	9.02 ~ 15.00
太秦緯250号線	右京区太秦柵森町18番地の1地先から 同区太秦樋ノ内町1番地の16地先まで	152.30	6.01 ~ 13.50
梅津緯122号線	右京区梅津林口町32番地地先から 同区梅津北川町31番地の6地先まで	43.50	7.75 ~ 13.05
桂緯414号線	西京区桂久方町42番地の1地先から 同町43番地の7地先まで	54.70	6.00 ~ 11.00
松尾松室緯48号線	西京区松室吾田神町187番地の8地先から 同町187番地の5地先まで	26.50	6.00 ~ 12.03

(建設局土木管理部道路明示課)